

令和3年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備
(電子商取引及びAIガバナンスについての在るべきルールに関する調査研究)

調査報告書

令和4年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

「令和3年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引及び AI ガバナンスについての在るべきルールに関する調査研究）」は、経済産業省の委託事業としてみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が実施したものです。本報告書を引用・転載する際は、出典を明記していただきますようお願い申し上げます。

目 次

第 1 章	調査概要	1
1.	実施目的	1
2.	実施内容及び実施体制	2
第 2 章	準則に関する調査研究	4
1.	業務概要	4
2.	実施記録	7
第 3 章	AI ガバナンスの在り方に関する調査研究	8
1.	業務概要	8
2.	実施記録	13

第1章 調査概要

1. 実施目的

インターネットの普及に伴い、電子商取引及び情報財取引は幅広い消費者に活用され、重要な取引手段の一つとなっている。そのような中、電子商取引及び情報財取引等に関するルール整備に関しては、経済産業省が平成 14 年に策定・公表した「電子商取引等に関する準則」（平成 19 年 3 月から名称を「電子商取引と情報財取引等に関する準則」に変更。以下「準則」という。）とその継続的な改訂により、その明確化が図られてきた。

一方、情報通信分野の環境変化は急速であり、クラウドサービスの進展・スマートフォンの普及や SNS 等のコミュニケーションツールの発展など、新たなビジネスやサービスが登場している。このような新たなビジネスやサービスの下での取引行為については、既存の法令の適用に当たっての解釈が不明確となることが少なくないが、法令解釈の不明確性は事業者の活動を萎縮しかねない。したがって、こうした分野において、取引当事者の予見可能性を向上すべく準則を必要に応じて改訂し解釈を示していくことは、きわめて重要であると言える。

さらに近年では、IoT や AI 等の技術革新を通じて、新たな付加価値の創出や社会課題の解決が期待されているが、AI の活用に関する様々な課題が指摘されている。たとえば、AI システムの品質は、入力データ、AI モデル、AI システムの使い方の影響を受けるため、品質向上に関する取り組みについては、複数事業者間の認識共有や協力が欠かせない。しかし、AI システムの品質維持向上のための AI ガバナンスは、各社レベルでも社会全体としても、まだ課題が多い状況となっている。

このような中、AI 活用時代にふさわしい規制等の在り方も変化しつつある。経済産業省「GOVERNANCE INNOVATION : Society5.0 の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」報告書¹でも示されているように、政府が事業者を一方的に規制するのではなく、自主規制や政府のモニタリングなどの最適な組み合わせを政府と事業者が協働でデザインしていくことが求められるようになっている。このような背景を踏まえて、本事業では、新たな AI ガバナンスの在り方を「AI ガバナンス・ガイドライン」として取りまとめることとなった。

上のとおり、日々進化している電子商取引及び情報財取引等並びに AI ガバナンスについて調査分析を行うとともに、準則の改訂及び AI ガバナンス・ガイドラインの策定を実施し、将来的に取り組むべき課題の解決やルール整備についての示唆を得ることを目的として、本事業が実施された。

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200713001/20200713001.html>

2. 実施内容及び実施体制

2.1 実施内容

(1) 準則に関する調査研究

準則の改訂等に関する検討に向けて、「電子商取引及び情報財取引等についての準則の改訂に関する研究会」（以下「準則研究会」という。）を立ち上げ、計5回実施した。

また、研究会での議論や検討に必要な資料の作成及び取りまとめを行ったほか、本検討会の設置・運営に関わる業務を実施した。

(2) AI ガバナンスの在り方に関する調査研究

① AI ガバナンス・ガイドラインについての検討会のための事前調査・分析、研究会の運営及び事務

AI ガバナンス・ガイドライン策定に向けて、「AI ガバナンス・ガイドラインワーキンググループ（以下「AI ガバナンス・ガイドラインWG」という。）」を立ち上げ、計3回実施した。

また、WGでの議論や検討に必要な資料の作成及び取りまとめを行ったほか、WGの設置・運営に関わる業務を実施した。

② 「AI 社会実装アーキテクチャー検討会」の運営及び事務

AI ガバナンスの在り方を検討するために昨年度に設置された「AI 社会実装アーキテクチャー検討会」を、「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」として開催し、計5回実施した。

また、検討会での議論や検討に必要な資料の作成及び取りまとめを行ったほか、検討会の設置・運営に関わる業務を実施した。

(3) AI ガバナンス・ガイドラインの英訳

①のWG及び②の検討会を通じて策定された「AI ガバナンス・ガイドライン」の英訳業務を実施した。

(4) 調査報告書の作成

上記の業務内容を取りまとめた調査報告書（本書）を作成した。

2.2 実施体制

本事業の実施体制は、下図のとおりであった。

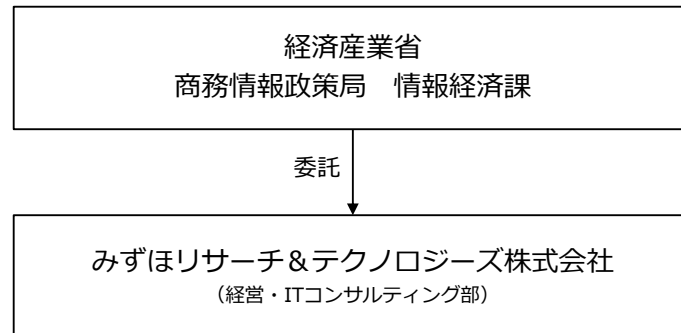


図 1 本事業の実施体制

第2章 準則に関する調査研究

1. 業務概要

(1) 目的

日々進化している電子商取引及び情報財取引等の実態を踏まえて、準則の改訂案作成を行うとともに、更に将来的に取り組むべき制度課題の解決やルール整備について検討を行うことを目的として、準則研究会を立ち上げ、年度内に計5回実施した。

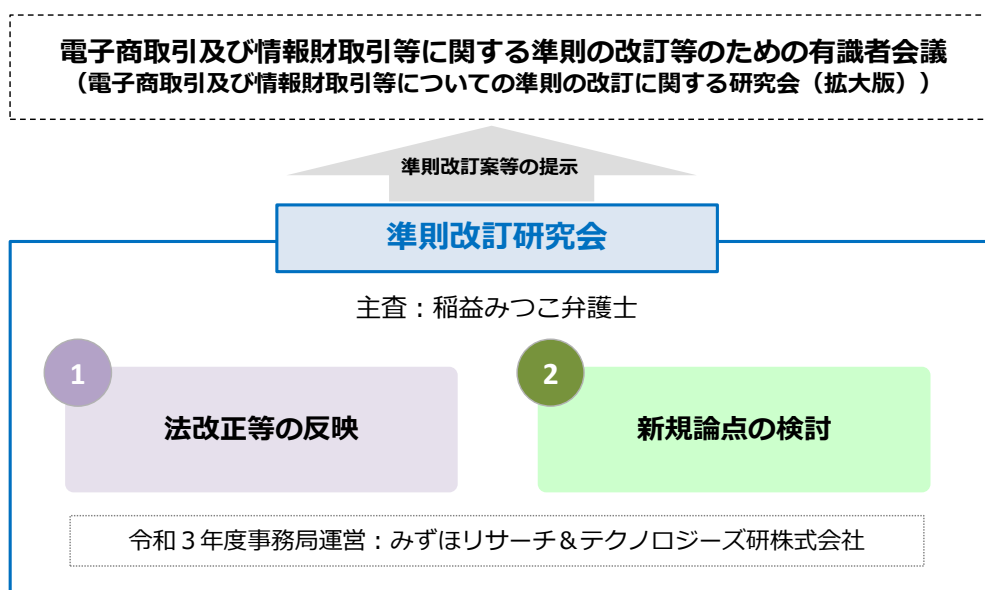


図 2 令和3年度準則研究会の実施体制

今年度は、上図のとおり、昨今の法改正等の内容を準則に反映するとともに、今後重要となると考えられる新規論点に関する検討を行った。

今年度の活動の成果として取りまとめた準則改訂案については、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則の改訂等のための有識者会議（電子商取引及び情報財取引等についての準則の改訂に関する研究会（拡大版）」において、有識者の知見を反映した。

(2) 構成員

今年度の研究会の構成員は、以下のとおりであった²。

<主査>

稲益 みつこ（いなます みつこ） 服部法律事務所 弁護士

<委員> 50 音順（★は WG 主査、※は今年度から参加の新規委員）

芦野 訓和	（あしの のりかず）	専修大学 法学部	教授
市川 穰	（いちかわ ゆたか）	虎ノ門南法律事務所	弁護士
伊藤 雅浩	（いとう まさひろ）	シティライツ法律事務所	弁護士
上沼 紫野	（うえぬま しの）	虎ノ門南法律事務所	弁護士
※梅本 大祐	（うめもと だいすけ）	ブレイクモア法律事務所	弁護士
※葛山 弘輝	（かつらやま ひろき）	ひかり総合法律事務所	弁護士
生野 聡	（しょうの さとし）	松田総合法律事務所	弁護士
※世古 修平	（せこ しゅうへい）	インハウスハブ東京法律事務所	弁護士
高木 篤夫	（たかぎ あつお）	ひかり総合法律事務所	弁護士
辻巻 健太	（つじまき けんた）	辻巻総合法律事務所	弁護士
★宮澤 俊昭	（みやざわ としあき）	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院	教授
村尾 治亮	（むらお はるあき）	東啓総合法律事務所	弁護士
森岡 誠	（もりおか まこと）	兼子・岩松法律事務所	弁護士
★森 亮二	（もり りょうじ）	英知法律事務所	弁護士
安平 武彦	（やすひら たけひこ）	島田法律事務所	弁護士
※山根 航太	（やまね こうた）	虎門中央法律事務所	弁護士

<特別委員> 有識者として第 5 回拡大研究会に参加

奥邨 弘司	（おくむら こうじ）	慶應義塾大学大学院法務研究科	教授
角 紀代恵	（かど きよえ）	立教大学名誉教授	弁護士
角田 美穂子	（すみだ みほこ）	一橋大学大学院法学研究科	教授
早川 吉尚	（はやかわ よしひさ）	立教大学法学部・大学院法務研究科	教授
松本 恒雄	（まつもと つねお）	一橋大学名誉教授、 （前）独立行政法人国民生活センター	理事長
横山 美夏	（よこやま みか）	京都大学大学院法学研究科	教授

<オブザーバー>

沢田 登志子（さわだ としこ） 一般社団法人 EC ネットワーク 理事

<事務局>

泉 卓也（いずみ たくや） 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
情報政策企画調整官

² 構成員の所属・役職は、令和 4 年 3 月時点のもの。敬称略。

小松原 康弘（こまつばら やすひろ）（同） 課長補佐
 野村 至 （のむら たもつ）（同） 課長補佐
 河野 浩二 （こうの こうじ）みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
 経営・IT コンサルティング部
 主席コンサルタント [情報通信政策・産業担当]
 桂本 真由 （かつらもと まゆ）（同） 上席主任コンサルタント
 栗山 緋都美（くりやま ひとみ）（同） コンサルタント
 羽田 康孝 （はねだ やすたか）（同） コンサルタント

(3) 開催記録

今年度の準則研究会は、以下のとおり開催された。

表 1 準則研究会：実施記録

開催回	日時 (すべてオンライン会議)	議題
第1回	令和3年10月15日（金） 15:00～17:00	- 新規委員の御紹介&御挨拶 - 準則の歴史の振り返り - 今年度の検討内容・体制についての議論 - 全体ディスカッション - 担当割り振り - 今後の検討スケジュールについて
第2回	令和3年11月24日（水） 15:00～17:00	- 前回検討内容の振り返り - 法改正等対応 WG からの報告 - 新規論点 WG からの報告 - 全体ディスカッション
第3回	令和3年12月22日（水） 15:00～17:00	- 前回の決定事項についての振り返り - 法改正等対応 WG からの報告 - 新規論点 WG からの報告 - 全体ディスカッション
第4回	令和4年2月7日（月） 15:00～17:00	- 拡大研究会の開催について - 新規論点 WG からの報告と全体ディスカッション - 法改正等対応 WG からの報告と全体ディスカッション
第5回 (拡大版)	令和4年3月11日（金） 17:00～19:00	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂について - 電子商取引等を巡る民事法上の新規論点について - 改訂準則の公表に向けた今後の予定

2. 実施記録

研究会の各回における討議の概要は、以下のとおりであった。

(1) 第 1 回研究会

第 1 回研究会では、今年度から新規に参加する委員 4 名の紹介と御挨拶が行われた。続いて、準則の歴史の振り返りとともに、今年度の検討内容及び体制についての事務局案が説明され、事務局案に対する質疑応答及び全体討議が行われた。最後に、今後の検討スケジュールについての検討・調整が行われた。

(2) 第 2 回研究会

第 2 回研究会では、第 1 回研究会での検討内容の振り返りを行った上で、法改正等対応 WG 及び新規論点 WG からの報告が行われ、それぞれの報告を踏まえた全体ディスカッションが行われた。

(3) 第 3 回研究会

第 3 回研究会では、第 2 回研究会での決定事項についての振り返りを行った上で、法改正等対応 WG 及び新規論点 WG からの報告が行われ、それぞれの報告を踏まえた全体ディスカッションが行われた。

(4) 第 4 回研究会

第 4 回研究会では、第 5 回研究会に有識者を招き、拡大研究会として開催することを事務局から説明した上で、法改正等対応 WG 及び新規論点 WG からの報告と全体ディスカッションが行われた。

(5) 第 5 回研究会（拡大版）

第 5 回研究会では、有識者を招き、準則の改訂案についての議論が行われた。また、電子商取引等を巡る民事法上の新規論点についての検討結果が報告され、今後重要となるテーマ等についての議論が行われた。

第3章 AI ガバナンスの在り方に関する調査研究

1. 業務概要

(1) 目的

近年、AI 領域における技術発展の速度は目覚ましく、新たな付加価値の創出や社会課題の解決に対する期待が非常に強まっている。しかし、社会的な期待の高まりとともに、AI の活用に関しては、様々な課題も指摘されている。特に、AI システムの品質維持向上のための AI ガバナンスの水準は、我が国の産業界全体としてみると、まだ課題が多い水準であると言える。

このような現状を踏まえて、本事業では、新たな AI ガバナンスの在り方を検討し、「AI ガバナンス・ガイドライン」として取りまとめるとともに、今後さらに取り組むべき課題等についての検討を行った。

(2) 業務内容

AI ガバナンスの在り方に関する調査研究として、以下の内容を実施した。

① 「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」の開催

AI ガバナンスの在り方を検討するために、「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」を開催し、「AI ガバナンス・ガイドライン ver1.0」について検討や AI ガバナンスに関する先進事例の報告、AI ガバナンスに関する今後の課題についての検討等を行った。

また、2021 年 7 月に公開された「AI ガバナンス・ガイドライン ver1.0」に対するパブリックコメントの内容を踏まえて、「AI ガバナンス・ガイドライン ver1.0」の改訂を行い、2022 年 1 月に改訂版である「AI ガバナンス・ガイドライン ver1.1³」を公表した。

② 「AI ガバナンス・ガイドライン WG」の開催

「AI ガバナンス・ガイドライン ver1.0」の策定に向けて、「AI ガバナンス・ガイドライン WG」を実施した。WG での議論や検討に必要な資料の作成及び取りまとめを行った。

③ 「AI ガバナンス・ガイドライン」の英訳

②の活動成果である「AI ガバナンス・ガイドライン ver1.0」の英訳業務を実施した。

³ <https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220125001/20220124003.html>

(3) 構成員

「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」及び「AI ガバナンス・ガイドライン WG」の今年度の構成員は、以下のとおりであった。

① AI 原則の実践の在り方に関する検討会⁴

<座長>

渡部 俊也 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

<委員> 50 音順

雨宮 俊一 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 技術開発本部 本部長
生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授
上野山 勝也 株式会社 PKSHA Technology 代表取締役
川上 登福 株式会社経営共創基盤 共同経営者 マネージングディレクター
一般社団法人日本ディープラーニング協会 理事
齊藤 友紀 法律事務所 LAB-01 弁護士
杉村 領一 国立研究開発法人産業技術総合研究所 情報・人間工学領域
人工知能研究戦略部 上席イノベーションコーディネータ
角田 美穂子 一橋大学大学院法学研究科 教授
妹尾 義樹 国立研究開発法人産業技術総合研究所 イノベーション推進本部
標準化推進センター 審議役
田丸 健三郎 日本マイクロソフト株式会社
業務執行役員 ナショナルテクノロジーオフィサー
中条 薫 株式会社 SoW Insight 代表取締役社長
土屋 嘉寛 東京海上日動火災保険株式会社 企業商品業務部 部長
原 聡 大阪大学 産業科学研究所 准教授
福岡 真之介 西村あさひ法律事務所 弁護士
古谷 由紀子 サステナビリティ消費者会議 代表
増田 悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
丸山 友朗 パナソニック株式会社 コーポレート戦略・技術部門
テクノロジー本部 デジタル・AI 技術センター
AI ソリューション部 主任技師
宮村 和谷 PwC あらた有限責任監査法人 パートナー
山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

<事務局>

泉 卓也 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 情報政策企画調整官
羽深 宏樹 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 ガバナンス戦略国際調整官
野村 至 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

⁴ 構成員の所属・役職は、令和 4 年 3 月時点のもの。敬称略。

② AI ガバナンス・ガイドライン WG⁵

<主査>

生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授

<委員> 50 音順

岡田 淳	森・濱田松本法律事務所 弁護士
齊藤 友紀	法律事務所 LAB-01 弁護士
中崎 尚	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
本橋 洋介	日本電気株式会社 AI・アナリティクス事業部 シニアマネジャー
宮村 和谷	PwC あらた有限責任監査法人 パートナー

<事務局>

泉 卓也	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 情報政策企画調整官
羽深 宏樹	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 ガバナンス戦略国際調整官
野村 至	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

⁵ 構成員の所属・役職は、令和3年7月時点のもの。敬称略。

(4) 開催記録

「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」及び「AI ガバナンス・ガイドライン WG」の実施記録は、以下のとおりであった⁶。

表 2 実施記録

開催回	日時 (すべてオンライン会議)	議題
第 1 回 WG	令和 3 年 4 月 27 日 (火) 15:00～17:00	- 主査御挨拶 - 事務局からの進捗報告 - ガイドライン作成のためのガイダンス - 各委員からのコメント／ディスカッション - 今後の進め方について
第 1 回 検討会	令和 3 年 5 月 11 日 (火) 10:00～12:00	- AI 規制の動向について - AI ガバナンス・ガイドライン (案) について - パブリックコメント対応案について
第 2 回 WG	令和 3 年 5 月 25 日 (火) 10:00～12:00	- AI ガバナンス・ガイドラインの位置づけ - AI 原則の実践の在り方に関する検討会からのコメント - ディスカッション - 今後の進め方について
第 3 回 WG	令和 3 年 6 月 22 日 (火) 10:00～12:00	- AI ガバナンス・ガイドラインの変更点 - AI ガバナンス・ガイドラインに関するディスカッション - AI ガバナンス・ガイドラインで十分に解決できていない課題について - 公表までのスケジュールについて
第 2 回 検討会	令和 3 年 7 月 6 日 (火) 10:00～12:00	- 企業における AI ガバナンスの取組例 『我が国の AI ガバナンスの在り方 ver. 1.1』報告書 (案) - AI ガバナンス・ガイドライン (案) - 今後の課題について
—	令和 3 年 7 月 9 日 (金)	『AI ガバナンス・ガイドライン ver1.0』公開
第 3 回 検討会	令和 3 年 11 月 5 日 (金) 15:00～17:00	- ピープルアナリティクスに関する取組事例 - 人事データ分析の現状と AI ガバナンス・ガイドラインへの期待 - AI ガバナンスの実効性向上に関する動向 - パブリックコメントの概要と対応の方向性 - 全体ディスカッション

⁶ 配布資料等は、次の Web サイトに公開 (https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/index.html)

開催回	日時 (すべてオンライン会議)	議題
第4回 検討会	令和4年1月17日(月) 10:00～12:00	- 企業におけるAIガバナンスの取組例 - AIガバナンスに関する米国の動向 - パプコメへの対応と AIガバナンス・ガイドライン Ver. 1.1 (案) - 全体ディスカッション
—	令和4年1月28日(金)	『AIガバナンス・ガイドライン ver1.1』公開
第5回 検討会	令和4年3月7日(月) 13:00～15:00	- 企業におけるAIガバナンスの取組例 - シンガポールの「AIとガバナンス」に関する取組 - AI原則と公共調達 - 検討会の成果と今後の課題 - 全体ディスカッション

2. 実施記録

2.1 「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」における討議の概要

「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」の各回における議論の状況は、以下のとおりであった。

(1) 第 1 回「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」

① 開催日時

令和 3 年 5 月 11 日（火）10:00～12:00（オンライン会議）

② 議事次第

1. 開会

- （1）経済産業省御挨拶
- （2）座長御挨拶

2. 議事

- （1）AI 規制の動向について（齋藤千紘氏 外務省 在ストラスブール総領事館 領事）
- （2）AI 規制の動向について（事務局）
- （3）AI ガバナンス・ガイドライン（案）について（事務局）
- （4）パブリック・コメント対応案について（事務局）
- （5）全体討議

3. 事務連絡

4. 閉会

③ 議事概要

1) AI ガバナンス・ガイドライン（案）について

- ☆ ガイドラインが「人間中心の AI 社会原則」に則っているかという観点からの検証が必要ではないか。
 - ガイドラインが「人間中心の AI 社会原則」に則っているのかという観点から検証を行うとともに、その検証結果を事業者や消費者が確認できるようになっていることが求められる。
 - 「人間中心の AI 社会原則」のうち、「公平性、説明責任及び透明性」のすべての要素が明確に記載されることが望ましい。
- ☆ ガイドライン中に示された「行動目標」について、全体像を示すとともに、階層化・構造化を行うことが望ましい。
 - 例えば、コーポレートガバナンス・コードは、基本原則、原則、補助原則の三層構造で構成されている。

- 「行動目標」の全体像の提示及び階層化・構造化について検討してはどうか。
- ✧ ガイドラインの実効性を高めるための仕組みが重要である。
 - 本ガイドラインと既存の法制度との関係については、今後検討すべき部分も残されているが、既存の法制度との重複は避けることが望ましい。
 - ガイドラインの実効性を高めるためのインセンティブについても、検討を進めることが重要と思われる。
 - インセンティブや実効性の担保に関しては、引き続き検討を進めることが必要ではないか。

2) 欧州評議会 CAHAI の AI 規制の取組に関する質疑応答

- ✧ CAHAI では、市民社会との対話の機会をどのように設けているか。
 - 申請が受理された NGO や人権活動団体、研究機関等が、オブザーバーとして委員会へ参画しているほか、マルチステークホルダーコンサルテーション等にも参画している。
- ✧ 法的枠組みとしてハードローを制定するケースで想定されるモニタリングについて、どのような検討が行われているか。
 - モニタリングの方向性は、法的枠組みの全体像とともに検討中である。なお、モニタリングを行う場合の懸念点として、体制面や運用面の課題が挙げられている。
- ✧ CAHAI が策定する法的文書では、EU の AI 規制法案に対してどのような影響を与えることが想定されているか。
 - 欧州評議会と EU では文書の策定目的が異なるため、EU へ政策を打ち込むことよりも、今後 CAHAI が策定する文書に、AI 規制法案の考え方をどのように取り込むか等の方針について、主に検討が進められている。

3) EU の AI 規則案に関する質疑応答

- ✧ 2020 年 2 月に公表された AI 白書から、新たに追加された項目などはあるか。
 - AI 白書では抽象的な記載に留まっていた項目が、本法案では具体的に記載されている。
- ✧ 我が国では、「潜在意識への操作」「子供や精神障害者を相手とする搾取行為」に用いる AI についてあまり検討がなされてこなかったが、今後の新たな検討課題として、規制が定められた意図等を整理していく必要があるのではないか。

(2) 第2回「AI原則の実践の在り方に関する検討会」

① 開催日時

令和3年7月6日（火）10:00～12:00（オンライン会議）

② 議事次第

1. 開会

- (1) 経済産業省御挨拶
- (2) 座長御挨拶

2. 議事

- (1) AI ガバナンスの取り組み（パナソニック株式会社 丸山委員）
- (2) 『我が国の AI ガバナンスの在り方 ver. 1.1』 報告書（案）（事務局）
- (3) AI ガバナンス・ガイドライン（案）（事務局）
- (4) 今後の課題（事務局）

3. 事務連絡

4. 閉会

③ 議事概要

1) AI ガバナンス・ガイドライン（案）に対する意見

- ◇ 昨今では、AI の負のインパクトに関する課題が明らかになりつつあるため、本ガイドラインでも、今後、「負のインパクト」を類型化して示してはどうか。
 - 本ガイドラインは、特定の分野や技術・用途によらないように作成されているが、今後、具体的な対応に関する参考情報を付加することも考えられる。また、EU の AI 規則のようにリスク分類にどの程度踏み込むのか、という点については、引き続き検討すべき事項である。
- ◇ 本ガイドラインによって、企業の AI 活用が適切なガバナンスに則っていることを示すことができるが、これは、企業の信頼性確保に加えて、消費者保護にもつながるため、本取組をぜひ消費者にも知っていただきたいと感じた。また、今後の具体例の充実化についても期待したい。
 - 貴重なご意見として承りたい。
- ◇ 本ガイドラインに記載された「行動目標」は、各企業の状況や判断に合わせて適切に活用することが重要であるが、大企業が中小企業等に対してこれらの目標の遵守を一律に強要したりすることのないように、「行動目標」の趣旨や意義を明確に示していただけるとよい。
 - 今後、上記の点を意識して周知活動に取り組んでいきたい。

2) 今後の課題についてのご意見

- ✧ 本ガイドラインを遵守していることを政府調達の際の加点要素とすることは、非常に効果的だと思われる。
- ✧ 本ガイドラインに則っているということを対外的に示すための共通の枠組みが必要ではないか。そのための方法についても、今後議論できるとよい。
- ✧ コーポレートガバナンス・コードは、企業による報告書の提出を義務付けているほか、市場区分との関連性も強いため、企業が遵守するモチベーションも非常に高い。本ガイドラインを遵守するためのインセンティブとして、コーポレートガバナンス・コードと関連性を持たせてはどうか。
- ✧ 本ガイドラインでは、負のインパクトが軽微な場合にはゴールの設定が求められていないが、ゴールの内容を一律に規定するわけではないので、ゴール設定の重要性やゴールを達成しているか、達成できない場合はどのように説明するのかといった点を示すことも考えられるのではないか。
- ✧ 今後、ガイドラインの普及促進策を検討する際に、消費者も含めたガイドラインのステークホルダーを明らかにした上で、ステークホルダー別の普及促進策を実施することが必要である。ステークホルダー別にフィードバックを収集・整理することで、課題の全体像も明らかになるのではないか。
- ✧ 発注者やユーザー企業などのステークホルダーに対しても、啓発活動を実施することが必要である。
- ✧ 本ガイドラインは、企業だけでなく、企業の従業員一人一人や消費者のリテラシー向上にもつながるため、対象を広範囲に設定して分かりやすい周知活動を実施していただきたい。
- ✧ 消費者個人が AI を十分に理解していなかったり、知らないうちに問題に巻き込まれたりする可能性もあるため、消費者に対するより詳しいガイダンス必要である。そのために、組織内でリスクコミュニケーションに対応する体制が必要となるため、そのような観点も追加してはどうか。
- ✧ AI の負のインパクトについて、最終的には、何らかの被害を受けた消費者個人を救済する仕組みがないと、AI が社会で受容されることにつながらないと考えられる。
- ✧ 今後、ガイドラインの改訂を行う際に、AI に関する事故への対応や事後の改善プロセス等についても検討する必要があるのではないか。
- ✧ 本ガイドラインに、好事例だけではなく、インシデント事例や明らかに望ましくない事例なども掲載されていると、具体的な理解がしやすいのではないかと感じた。
- ✧ 本ガイドラインは、アジャイル・ガバナンス・オブ・ガバナンスの取組の典型例として位置づけられる。一律のルールが書かれていれば守るという日本の従来型の法文化を超えて、リスクベースで自ら選択して実践するルールであるという新しい考え方を浸透させていくことが重要である。

- ✧ ソフトローや自主共同規制において重視される観点として、①透明性、②救済、③モニタリングの3点が挙げられる。①透明性については、企業が本ガイドラインを遵守していることをどのように可視化するかが課題である。可視化のためのフレームワークを示し、政府調達の際にそれを用いる方法なども考えられる。②救済については、消費者や中小企業の苦情受付窓口を設置している法律もあるが、そのような取組も参考に、どのような声をどのように拾い上げて改善していくかを検討することが重要である。③モニタリングについては、本ガイドラインの活用状況や課題を継続的に収集・把握し、今後のアジャイル的な改訂に反映する、また、その体制を構築することが重要である。
- ✧ 将来的には、AI 活用に関する法的規制（ハードロー）の要否に関する議論を避けることはできないと思われる。その際は、本ガイドラインのようなソフトローの拘束力や法的根拠についても、あわせて整理することが必要である。
- ✧ 近年、ビジネスの世界においても、人権への配慮が重視されているため、本ガイドラインへの対応を通じて、公平性や平等などの点も、改めて企業に意識していただけるとよいと感じた。
- ✧ ハイリスクの AI の領域では、民主主義や選挙、教育を受ける権利や職業選択の自由、生存権等の点観点から、自由や人権等の憲法が扱う問題も関わってくる。例えば、遺伝情報など、本人の努力によって修正できない属性や情報を AI が活用することで不利益を被ることは避ける必要があるが、それがどのような情報なのかという点については、改めて検討が必要である。
- ✧ 本ガイドラインに、法律だけではなく、憲法の考え方なども盛り込むことができるとよい。

(3) 第3回「AI原則の実践の在り方に関する検討会」

① 開催日時

令和3年11月5日（金）15:00～17:00（オンライン会議）

② 議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会の取り組み

（一般社団法人ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会 理事 北崎茂氏）

(2) 人事データ分析の現状とAIガバナンス・ガイドラインへの期待

（DataRobot Japan 株式会社 リードデータサイエンティスト 小川幹雄氏）

(3) AIガバナンスの実効性向上に関する動向

ー モニタリング、エンフォースメント、インセンティブ ー（事務局）

(4) パブリックコメントの概要と対応の方向性（事務局）

(5) 全体ディスカッション

3. 事務連絡

4. 閉会

③ 議事概要

1) ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会の取組に関する質疑応答

☆ 社内のAIガバナンスとして、HRテックを利用している部門に対して「人事データ活用の9原則」の遵守状況の確認を行いたい場合は、どのように実施するのが望ましいか。

→ 「人事データ活用の9原則」に人事部門が単独で対応することは難しいため、欧米でよくみられるデータ保護責任者（DPO：Data Protection Officer）のような横断的な機能を設置する体制が望ましいと考えられる。また、人事プロセスが独断で進んでしまわないように、定期的にチェックを行う仕組みも必要である。

☆ 「人事データ活用の9原則」中の「アカウントビリティの原則」に関して、説明すべき範囲や透明性の確保などについては、どのように考えるべきか。

→ 説明責任を果たすためには、AIによる判断結果をそのまま意思決定に利用するのではなく、AIによる判断のロジックをある程度理解した上で、判断材料の一つとして利用する必要がある。そのため、日本企業では、判断のロジックが分からないブラックボックス型の分析手法ではなく、解釈可能なレベルの比較的シンプルな分析手法を利用する傾向が強い。

→ 説明可能なデータやアルゴリズムの利用が求められるということか。

- 分析の材料となるデータセットが重要である。過去のデータについては、バイアスを完全に排除することは不可能であるため、その前提を理解した上で、説明可能な分析手法を利用することが求められる。
- ◇ 人間の関与の要不要については、どのように判断するのか。
 - 人材育成に関するレコメンデーションエンジンのように、従業員自身にメリットがあり、最終的に従業員本人が自己責任で判断できる場合は、ロジック等が従業員に説明されている限りは人間の関与はそれほど重要ではないが、異動や採用等の本人に選択権のない判断においては、人間の関与度を可能な限り高めることが重要である。
 - 採用に関して、応募の足切りの際に AI が自動的に絞り込みを行い、不合格と判断された応募者については人事担当者が確認するという企業もあるが、これについてどのように考えるか。
 - バイアスが生じる可能性を排除できないため、公平性を担保するためにも人間が関与すべきであると考えている。日本企業の採用活動においては、合格の可能性が低い応募者と高い応募者の間で、人事担当者の作業の時間配分をコントロールするために AI を活用するという事例がいくつか出てきている。
- ◇ 「人事データ保護士」認定資格制度について、認定者の規模や実際に企業の中でどの程度活用されているのか、という点について確認したい。
 - 人事データ保護士認定資格制度は、人事データ活用の 9 原則（人事データ活用原則）の内容を理解した上で、人事データに関しての基礎的な法律の知識を備え、社内での不正な取り扱いを正し、公正な取り扱いができるような担当者を育成することを目的としている。
 - 先月から受講が開始された状況であり、今後さらに受講者を増やしていきたい。
 - 同原則に則って運用することで、問題が発生した際の是正や救済まで担保されるのか。
 - 問題の発生を防ぐために最も重要なことは、意思決定者がアルゴリズムを理解した上で、その判断に責任を持つことであるが、問題が発生した際、それがアルゴリズムやデータセットに起因するものであれば、それらをまずは是正する必要がある。また、隠ぺい等を防ぐために、執行と監査を分離し、DPO のような第三者の指示に基づいて対応する組織体制が必要となる。
- ◇ 「人事データ保護士」は、企業内人材を想定しているのか。それとも、外部の第三者を想定しているのか。
 - 「人事データ保護士」は、企業内のデータ保護の専門家と位置づけている。データ分析及び AI 活用に関する企業人材の知識の底上げを目指す資格であるため、弁護士のような士業や第三者的な監査をする役割は想定していない。最近、

HR テック関連の企業が増加しているが、ベンダー側の企業も含めて、企業の発展を阻害しない形でリテラシーの向上を支援したい。

2) 人事データ分析の現状と AI ガバナンス・ガイドラインへの期待に関する質疑応答

◇ 人事データの活用領域について、どのような分野のデータソースの活用が進んでいるのか。

→ 同じ領域のデータでも、データの状況によって予測の頻度が異なることが大きな特徴である。パルスサーベイのように、頻繁にデータを取得できる場合は、例えば誰が退職・休職の可能性が高いのかをその都度予測することも可能である。さらに、職種別で作用するデータに差があり、人間関係が作用する場合や労働時間が作用する場合もある。

◇ バイアスへの対応について、例えば、性別に対するバイアスの有無をどのように判断しているのか。

→ 性別については、モデルの中で男性と女性を分類できることにより差別が発生してしまうため、モデル上では性別を判断できない状態にしている。例えば、日本では博士号取得者の大部分を男性が占めていることから、「博士」という属性データあると男性である確率が高いと判断されてしまうため、「博士」ではなく「4年生大学卒業」という区分を設定している。このように、公平性を優先する場合、分析精度の低下は避けられないが、バイアスを発生させる原因となる因子を自動検知し、その因子を排除することは、技術的には十分可能である。

◇ 公平性を判断する基準について、企業独自に公平性を判断してもよいのか。社会的な合意や事例の蓄積が必要ではないか。

→ 性別や人種、本籍のように本人が変えることができない事柄については、等しくバイアスを排除すべきである。ただし、住所のような情報については判断が難しく、通勤費を削減するために近隣の居住者を採用したいという企業側のニーズもある。公平性については、バイアスの排除を必須とすべき部分と企業に判断を委ねる部分について、AI ガイドライン等において3段階程度で段階的に示すことができれば、HR テック事業者にとっては安心材料になると考えられる。

3) AI ガバナンスの実効性向上に関する動向についてのご意見

◇ AI ガバナンスの実効性を高める手段について、直接アプローチと間接アプローチのほか、両者の中間的な共同規制もあると考えられる。例えば米国では、プライバシー保護について、政府が法律に基づきガイドラインを策定し、それを踏まえて業界団体が具体的な自主規制を策定するアプローチが採られている。また、欧州のプラ

ットフォーマー規制に関するデジタルサービス法案も、事業者に対する義務を定めつつ、実際の取組内容は業界が自主的に定める行動規範に委ねることとしている。AI ガバナンスの実効性向上に向けた手法の検討は、我が国のアジャイル・ガバナンスを支える法制度のあり方にもつながると期待される。

- ✧ 政府調達要件を通じた AI ガバナンスの検討においては、①行政機関の性質により特殊な要件が必要な場合、②市場規模の大きい公共調達に義務を課すことで、民間市場全体に間接的に要件を設ける場合の2つの類型が存在する。要件を定める目的を考慮することも重要だと考えられる。
- ✧ AI ガバナンスの実効性向上に向けた諸外国のアプローチを整理しておくことは、我が国の AI ガバナンスの実効性を高める手法を検討する際の参考になると考えられる。

4) パブリックコメントの概要と対応の方向性についてのご意見

- ✧ 報告書「我が国の AI ガバナンスの在り方 Ver. 1.1」において、「AI システムに対する横断的な義務規定は現段階では不要であると考えられる」と述べた意義は大きい。ソフトローによる規制を目指しても、検討の過程でハードローの必要性が高まる場合も少なくない。アジャイル・ガバナンスやソフトローによる規制は、ハードローに依らない規制を目指すためではなく、最も望ましいルールの在り方を定めるための手法であり、横断的な義務規定は不要であるという立場が現時点の状態であると示すことは重要である。
- ✧ AI に関するリスクアセスメントにおいて、負のインパクトだけでなく正のインパクトにも注目すべきではないか。AI のガバナンスやマネジメントに関する国際標準の検討会議においても、期待からの乖離等の負のインパクトだけでなく、AI の活用による正のインパクトも考慮すべきであるという立場を各国が示している。
- ✧ 本ガイドラインの焦点とする AI ガバナンスは、データの品質やサプライチェーンとも密接に関連すると考えられる。現状版でも、データ等のガバナンスに関するガイドライン等との紐付けは考慮されているが、より明確にしたほうが良いと感じた。
→ 本日いただいたご意見を踏まえて、丁寧に対応を進めていきたい。

(4) 第4回「AI原則の実践の在り方に関する検討会」

① 開催日時

令和4年1月17日（月）10:00～12:00（オンライン会議）

② 議事次第

1. 開会

- (1) 経済産業省御挨拶
- (2) 座長御挨拶

2. 議事

- (1) メルカリグループにおける AI に関する取組
(株式会社メルカリ AI & Search チーム ディレクター 木村俊也氏)
- (2) AI ガバナンスに関する米国の動向（事務局）
- (3) パブコメへの対応と AI ガバナンス・ガイドライン Ver. 1.1（案）（事務局）
- (4) 全体ディスカッション

3. 事務連絡

4. 閉会

③ 議事概要

1) メルカリグループにおける AI に関する取組

- ✧ メルカリグループで検討中の AI ガバナンス等の取り組みについて説明いただき、質疑応答を行った。

2) AI ガバナンスに関する米国の動向に対するご意見及び質疑応答

- ✧ 今後経済安全保障の枠組みで検討される項目の中には、「人間中心の AI」の実現に向けてこれまで検討してきた内容と類似するものも見られるが、どのような違いがあるか。
→ ご指摘のとおり、人権保護の観点等、経済安全保障としての検討項目の一部は「人間中心の AI」に向けた検討内容と重複するが、AI の規制やガバナンスを従来とは異なる視点から検討すべき状況を迎えつつあるのではないかと。
- ✧ AI やデータに対する規制やガバナンスを検討する上で、経済安全保障の視点や地政学的な観点は重要となるが、当該分野の有識者はこれまでの検討体制にはあまり居ないと認識している。今後当該分野を検討する上では、外部アドバイザーとの連携等も視野に入れることも重要であろう。
- ✧ 米国では、AI 権利章典（Bill of Rights for an AI-Powered World）の策定に向け、消費者保護の観点で具体的にどのような検討が行われているか。
→ 詳細は確認する必要があるが、消費者保護については連邦取引委員会（FTC :

Federal Trade Commission) が議論を主導しているように見える。FTC は過去にガイドランスを公表 (AI を活用した欺瞞的行為の禁止等) している。

- ✧ 米国では AI ガバナンスを「権利章典」として示し、民主主義の観点から検討を進める一方、我が国では人権や民主主義の在り方に関する検討は少ないと感じる。今後、事業者の AI ガバナンスに対する意識を高めていく上で、人権や民主主義についても議論していく必要があるのではないかと。また、憲法で保障される内心の自由 (認知プロセスの自由) と、AI による感情推定のあり方に関する議論もあまり行われていないことを懸念している。
- ✧ 米国の動向に関して、2021 年 12 月に国立標準技術研究所 (NIST : National Institute of Standards and Technology) が「AI Risk Management Framework Concept Paper」を公表し、パブリックコメントを実施している。今回提示されたフレームワークには、① (従前の一般的なガバナンスフレームワークとは異なり) 執行者と監督者が明確に区分されていない、②最終報告書として内容を確定せず、今後も最新動向を反映して柔軟に運用し続ける可能性がある、といった特徴があり、今後も注目する必要があると考えられる。
- ✧ 経済安全保障に関する検討は、AI よりも半導体に関する事業継続マネジメントやサプライチェーンマネジメントの分野で先行している。実経済に対する影響を踏まえると、AI に留まらずデータも含めた規制やガバナンスのあり方を幅広く検討する必要があると考えられる。その中で、AI の規制やガバナンスを検討する立場としては、データのサプライチェーンも含めて、企業による AI を活用したサービスの継続性の確保等に取り組むべきではないかと。
- ✧ AI 権利章典で検討される「消費者保護」は、我が国で「消費者保護」として捉えられている課題 (誤認惹起行為の禁止など) よりも広く捉えるべきだと考えられる。FTC の言及する「消費者保護」は、競争法におけるデジタルプラットフォームの利用者保護に近い観点から、消費者を広く捉える必要がある。

3) パブリックコメントへの対応とガイドライン Ver. 1.1 (案) に関するご意見

- ✧ パブリックコメントへの回答について、法的拘束力のない本ガイドラインに従うメリットをより具体的に示してはどうか。
→ いただいたご意見を踏まえて、検討を進めたい。(事務局)

(5) 第5回「AI原則の実践の在り方に関する検討会」

① 開催日時

令和4年3月7日（月）13:00～15:00（オンライン会議）

② 議事次第

1. 開会

- (1) 経済産業省御挨拶
- (2) 座長御挨拶

2. 議事

- (1) 富士通のAIガバナンスに関する取組
(富士通株式会社 AI倫理ガバナンス室長 荒堀淳一氏)
 - (2) シンガポールの「AIとガバナンス」に関する取組
(森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス所長 小松岳志氏)
 - (3) AI原則と公共調達
(世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター
プロジェクト戦略責任者 工藤郁子氏)
 - (4) 検討会の成果と今後の課題（事務局）
 - (5) 全体ディスカッション
- #### 3. 事務連絡
- #### 4. 閉会

③ 議事概要

1) 富士通のAIガバナンスに関する取り組みに対するご意見及び質疑応答

☆ AIガバナンスの取組は、競争領域ではなく協調領域であると考えられるが、貴社が他の事業者や業界団体と連携してAIガバナンスに取り組む上で、懸念している点やポイントとなる点はあるか。

→ 2021年にEUが公表したAI規制法案は、日本企業にも影響を与える可能性が大きいと考えられるにもかかわらず、一般データ保護規則（GDPR）の制定時と比較すると、国内の注目度や危機感が低いと見受けられることを懸念している。当社としては、お客様や取引先との間で、AI倫理の重要性や諸外国の動向と想定されるリスク、日本政府の取組等の情報を共有し、啓発を進めている。また、電子情報技術産業協会（JEITA）にも参画し、AI倫理の取組を推進している。

☆ スタートアップ企業等では、AIガバナンスのハードルが高いと感じることが多いように思われるが、助言などはあるか。

→ 大手企業では、コンプライアンスやコーポレートガバナンスの取組の一環とし

て AI ガバナンスに取り組んでいると思われるが、人材リソースが必要になることを考慮すると、すべての企業にとってそのような取組が容易なわけではないと思われる。当社では3年以上にわたって様々な取組を実施してきたが、これらは効果的な AI ガバナンス施策の検討に向けた試行的な取組であり、これらすべてに取り組むことが唯一の正解であるとは考えていない。AI ガバナンスの重要性に鑑みると、リソースに制約のある企業も諦めることなく、経済産業省のガイドライン等を参考に、実施できる取組から着手するなど、小さくても AI ガバナンスに関する取組をまず始めてみるのが重要ではないか。

- ◇ AI ガバナンスの推進に向けた課題として、AI ガバナンスの担当者と経営層や他部門との間の意識の差が挙げられるが、有効だと考える対応や施策はあるか。
 - 当社には、国内外に多数の拠点やグループ会社があり、それらは AI ビジネスに関与する度合いも大きく異なることから、一律の課題意識や手法を以て AI ガバナンスを進めることは難しいため、まず可能なことから取組を進めることが重要だと考えた。また、AI ガバナンスを全社的な経営課題と位置付けるため、AI 倫理ガバナンス室を社長直下に設置し、AI ガバナンスを外部から客観的に評価いただくための AI 倫理外部委員会をハイレベルに位置づけ、社長など関係役員が出席している。経営陣を巻き込むことで、AI 倫理の重要性の認知を高めるとともに、社員全体の意識を高めることを企図している。
- ◇ 『人間中心の AI』推進検討会では、消費者からの相談も受け付けているか。
 - 『人間中心の AI』推進検討会は、いわゆる社内向けの倫理相談窓口である。当社では、ユーザー企業を介してエンドユーザにサービスを提供する B to B to C のビジネスが多く、ユーザー企業からエンドユーザに対して技術を適切にご提供いただくことが重要だと考えている。『人間中心の AI』推進検討会では、ユーザー企業からエンドユーザへのサービス提供に関する課題等にも射程に加えており、消費者が抱える懸念を間接的に払拭できると考えている。
- ◇ AI 倫理外部委員会は、どのような性質の組織として位置づけられているか。
 - 仮に取締役会から諮問を受ける組織として設立した場合は、会社法等の厳格な規制に服することとなり、AI 倫理や AI ガバナンスとは直接関係しない制約を受ける可能性がある。そのため、AI 倫理外部委員会は取締役会からは独立した組織と位置づけ、取締役会に対しては、報告ではなく、情報共有として位置づけている。
- ◇ AI を活用したビジネスでは人権への配慮も重要となっているが、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」等は参照しているか。
 - 人権への配慮に関する取組は、持続可能な開発目標（SDGs）の関連部門等において主導していることであるが、とくに AI 倫理については、同部門と AI 倫理ガバナンス室が連携する形で対応している。人権をテーマとする外部団体が

ら当室の取組を評価いただく機会もあり、AI 倫理に対して高い関心を寄せていただいていると感じている。

- ◇ 「富士通グループ AI コミットメント」の 5 原則は、消費者にとっても大変分かりやすい。また、B to B to C のビジネスモデルであるにもかかわらず最終消費者の視点に配慮していただいていることは、非常に意義がある。

2) シンガポールの AI ガバナンスに関する取り組みに対する質疑応答

- ◇ シンガポール政府が策定した「Model Artificial Intelligence Governance Framework」（モデルフレームワーク）をより多くの企業に利用してもらうためのインセンティブとなる取組は行われているか。
 - モデルフレームワークの公表後、同国のコンピュータ業界の横断的な組織が普及活動を実施したところ、約 75 社が早期に賛同するといった動きがみられた。しかし、給付金の支給や特典の提供等のインセンティブを付与する施策は特に認識していない。
- ◇ シンガポールの情報通信メディア開発庁（IMDA）や個人情報保護委員会（PDPC）、金融管理局（MAS）は、Regulatory Sandbox（サンドボックス）等を活用したスマートレギュレーションに取り組んできた。民間企業が実務に即した規制策定を主導することで、適切なガバナンス体制を確保できれば、当局による監督の軽減も期待されるが、AI ガバナンスにおいて同様の動きはあるか。
 - シンガポールでは諸政策の策定にあたり民間企業の関与を積極的に行っている。政府は世界でも早い段階からサンドボックス制度を導入するとともに、比較的名大な大手の民間企業と連携し、活用事例の収集や公表も行っている。
- ◇ シンガポールの AI 領域において、IMDA や PDPC は具体的にどのような権限を有しているのか。
 - IMDA は情報通信分野を、PDPC は個人情報保護を管轄する機関として、それらの領域の中に AI のガバナンスも含まれるという形で権限を持っている。いずれの機関も AI ガバナンスに関して、現在、モデルフレームワーク策定に取り組んでいるが、必要に応じて規制（ハードロー）を立案し、国会に提案する権限も持っていると考えられる。ただし、現行のモデルフレームワークはソフトローアプローチであるため、モニタリングの実施は想定されておらず、現時点では監督権限等は有していない。
- ◇ 資料で引用されている Simon Chesterman 教授の著書の“*We, the Robots?*”というタイトルは、アメリカ合衆国憲法において主権者を示す前文“*We, the people*（我ら人民は）”を意識したものであると考えられるが、これはロボットに主権があることを示唆する表現なのか。その意図は何か。
 - 本書は、ロボットや AI が主権を有し得るということではなく、ロボットや AI

が人間社会に広く普及する中で、人間がどのように対処すべきかを模索する内容となっている。その点で、タイトル中の疑問符（？）に含意があると考えられることもできる。

◇ シンガポールにおいて AI ガバナンスのモデルフレームワークを活用している民間企業としては、グローバル企業が中心なのか、シンガポールの国内企業が中心なのか。

→ モデルフレームワークの取組自体は、国際的な動向を踏まえ、AI ガバナンスの目指すべきゴールの例として、政府によりトップダウンで策定されたものであるが、モデルフレームワークの活用主体としては、多様な企業が想定されている。企業の実践事例としても、グローバル企業から国内のスタートアップ企業まで、幅広い企業の事例が掲載されており、幅広い企業の AI ガバナンスの水準の底上げが企図されている。

◇ 我が国の企業がシンガポールのモデルフレームワークを参照する際に、特に参考になる点や我が国の事情を踏まえて留意した方が良い点はあるか。

→ シンガポールは多民族国家であるという背景もあり、モデルフレームワークにおいて、我が国のガイドライン以上に人種的多様性に起因して生じ得る問題に関する記載や事例が充実している。海外進出が一般的となる我が国の企業にとって、AI ガバナンスの検討において文化的多様性に配慮する際の参考になると考えられる。

→ 留意すべき点について、モデルフレームワークは普遍的な記載となっており、国や地域を問わずに活用できると考えられる。逆に、我が国の AI ガバナンス・ガイドラインも、普遍的な性質が強いことから、海外の企業にとってそのまま参照できるのではないか。

◇ EUに加えて、米国でも NIST における AI リスクマネジメント・フレームワークに対する意見募集や科学技術政策局長の AI 権利章典に関する寄稿等の動きがみられる。欧米が AI ガバナンスに係る規制を強化する中で、これまでソフトローアプローチを採用してきたシンガポールも規制を強化する可能性はあるか。

→ 将来的な規制強化の可能性は否定できないものの、現段階での可能性は低いと考えられる。同国のこれまでの規制策定のアプローチを踏まえると、数年程度は欧米の規制動向や実運用中に生じた影響等を観察した上で、規制のあり方を検討していくのではないか。

◇ 欧米では、AI に対する規制と関連して個人情報の取扱いにも関心が高まっている。シンガポールでは、AI ガバナンスに関する取組の中で個人情報について検討は行われているか。

→ 欧米と同様、シンガポールでも個人情報に対する権利意識の向上に伴い、個人

情報保護に対する関心が高まっている。ただし、現時点では、AI を原因とする個人情報保護に関わる問題事象等は見られないため、既存の個人情報保護法に加えて、AI に特化した具体的な規制の検討には至っていない。

3) AI 原則と公共調達に関するご意見及び質疑応答

- ◇ 公共調達の仕様書をゴールベースで書くことは可能と考えられるか。
 - 仕様書をゴールベースで記載することはたしかに難しい。実務上の工夫として、概念実証（PoC）中や PoC 検証後といった事業の段階に応じたゴールの設定と見直しが重要である。AI 公共調達ガイドラインやワークブックでは、事業の段階の適切な分類の方法を示している。
- ◇ 持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つに「持続可能な公共調達の慣行の促進」が示されているほか、持続可能な調達の国際規格として ISO 20400 が定められている。AI 公共調達ガイドラインの策定にあたり、これらの取組に関する検討は行っているか。
 - 広義の持続可能性については全体を通じて実現に貢献しようとしている。その上で、SDGs との関連性は、ガイドラインの中で提案している「AI 公共調達に関する 10 の指針」のなかの「3. 国家戦略の一環としての調達」において、国際的な目標を含めた国家戦略に沿った公共調達の実施を推奨している。詳細な項目単位での SDGs の到達目標の設定については、各国の戦略の範囲内に含まれるものとして各国に委ねている。
 - 国際規格は重視すべきものである。他方、ガイドラインの中立性を確保するため、参考情報として提示することはあっても、特定の規格の義務化または強い推奨は行っていない。調達の中で採用する国際規格は、各国の運用に委ねる形としている。
- ◇ 本ガイドラインにおいて、民間市場で流通する AI と比較して、特に公共調達において重視する必要がある項目はあるか。
 - 公共調達に特有の指針として、前述の「3. 国家戦略の一環としての調達」のほか「10. AI 提供事業者間での公平・公正な競争条件の整備」が挙げられる。民間事業者の調達では、随意契約をはじめとする柔軟な手法を採ることができるが、公共調達では透明性や公平性が重要となる。
 - ただし、我が国で本ガイドラインの実践・実装を試みる中で、公平性や公正性を過度に重視すると、「1. アジャイル開発型プロセスによる調達」「9. AI 提供事業者からの知識移転と長期的リスク評価」に支障が生じる可能性があることが明らかとなった。そのため、指針間のバランスも考慮する必要があると考えられる。

- ◇ 調達アプローチに関して、英国政府では、アジャイル開発型プロジェクトにおいて、ゲートレビューの設定や調達後のゴールベースでの評価、必要に応じた見直し等を行う調達の仕組みを提示している。AI 公共調達ガイドラインが提示する調達プロセスに関して、具体的なイメージはあるか。
 - 英国政府と同様、本ガイドラインも AI や機械学習の調達における運用プロセスを重視しており、定量的・定性的な事後評価の実施を強調している。なお、実証実験止まりではないシームレスな公共調達に至るポイントとして、本格的な公共調達を実施する前段階（R&D フェーズ、Pre-Commercial Procurement 等）をつなげていく選択肢も強調している。
- ◇ ゴールベースでの評価にあたっては、外部環境の変化等も考慮する必要があり、プロジェクトにおいて公共調達に携わる当事者とは少し離れた組織からの監督や方向付けといったガバナンスや、ホライズン・スキャニング等が必要になると考えられる。これらに対応できるような政府の体制等については検討されているか。
 - 体制構築については、「7. 適切なスキルセットと多様性のあるチームの組成」として指針に盛り込んでいる。また、経済産業省の「GOVERNANCE INNOVATION」報告書の内容を AI 公共調達プロジェクトに携わる世界経済フォーラムのスタッフたちにインプットしており、ゴール自体が変化する状況に対応した政策立案や執行プロセスの構築により、全体的なガバナンスの質の向上を目指すべきとの問題意識を共有している。もともと、具体的な解決策はグローバルでも模索中であり、今後示していきたいと考えている。
- ◇ 政府の IT 調達には、契約において損害賠償請求額の上限が定められていないことや、アジャイル開発型プロジェクトの遂行の際の指揮命令権に応じた契約形態といった課題が存在する。一方、デジタル庁では AI 活用を念頭に置いたガイドラインの作成に向けたタスクフォースが立ち上がっているほか、2019 年には政府の情報システム等に関する新たな調達・契約方法が提示される等、解決に向けた取組も進んでいる。
 - 損害が発生した場合の行政機関と民間企業のリスクシェアに関しては、国家賠償法制上の課題としても位置づけられるため、法律の観点からの検討も進める必要があると考えられる。
 - 調達方法の改善に関しても、AI と機械学習の公共調達に関する本プロジェクトのスピンアウトとして、デジタル庁と共同で我が国の状況に応じたローカライズを進めている。プロジェクトを通じて、公共調達における公平性やプライバシーへの配慮といった AI 原則の実装方法の検討や、実装支援に取り組みたい。
- ◇ 先述の英国政府に関して、IT 関連の予算不足が調達プロセスの改革を後押ししたと関係者から伺った。予算が逼迫する中で様々な改革が進んだとのことで、環境が工夫を生み出した例と言えるのではないかな。

4) 検討会の成果と今後の課題に関するご意見

- ✧ AI ガバナンス・ガイドラインを遵守するインセンティブとして、コーポレートガバナンス・コードとの関連付けが例示されているが、AI はガバナンスのみならず ESG 経営の構成要素すべて（環境、社会、ガバナンス）に関わると考えられる。経営者が AI に対する意識を高めることが重要となっている背景からも、ESG 経営との関連を整理し、発信していけると良いのではないかと。
- ✧ AI だけでなく、VR やメタバース等の様々な先進技術が個人や企業の間で普及が進んでいる。他方、これらの技術も倫理面や法整備面で課題を抱える。本検討会の検討課題としては若干異なる可能性もあるが、将来的には AI と共に浸透の進む先進技術も議論できると有益であると考えられる。
- ✧ AI ガバナンスに向けた取組を社内で進めていると、AI ガバナンスに関するノウハウやインシデントに関するデータを共有するコミュニティについての要望が多く寄せられる。業界団体でも同様の活動が行われているが、今後もそのようなコミュニティの発展が期待される。
- ✧ 今後、AI ガバナンスやマネジメントに関連する国際標準が順次公表される見通しとなっている。本検討会は、国内外で公表される文書の位置付けや内容を共有し、理解を深めるコミュニティとしても機能しているため、継続的な活動にぜひ期待したい。
- ✧ 現在の AI ガバナンスに関する議論は、抽象的な価値観を起点に、演繹的な検討によって取組の方向性を示すアプローチが中心であった。今後は、実際の AI のユースケースを収集し、内在するリスクを洗い出した上で対応策を検討する等、帰納的な検討を行うことで、取組に深みが出ると期待される。
- ✧ 政府の公共調達をはじめ、法律が実世界の変化に対応できていない部分が多く存在すると認識している。法律の専門家コミュニティも、今後は AI 等の先進技術の活用を前提とする社会に対応できるよう、意識改革が必要だと考えている。

2.2 「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」における調査結果

「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」における議論・検討に向けて実施した調査の結果を、以下に示す。

AIガバナンスの実効性向上（直接アプローチ）

- 直接アプローチ：AIガバナンスに対するモニタリングとエンフォースメント。横断規制とセクター規制がある。
- 間接アプローチ：自主的なAIガバナンスの実践を促す。ガイドライン＋業界・自主規制と政府調達要件がある。

・ 直接アプローチ

① 横断的規制＋専門委員会＋エンフォースメント

AIの使用に関する**横断的な規制を制定**するとともに、法律の運用や企業におけるガバナンスの遵守を支援する機関として、**専門委員会を設置**する。EUのAI規則案が代表的。深圳の条例案（深圳特別経済区人工知能産業振興規則、2021/7）も類似。なお、豪州の豪州人権委員会のレポートでは、立法等を支援するためのAI安全委員会の設置が提言されている（Human Rights and Technology Final Report 2021, 2021/3）。

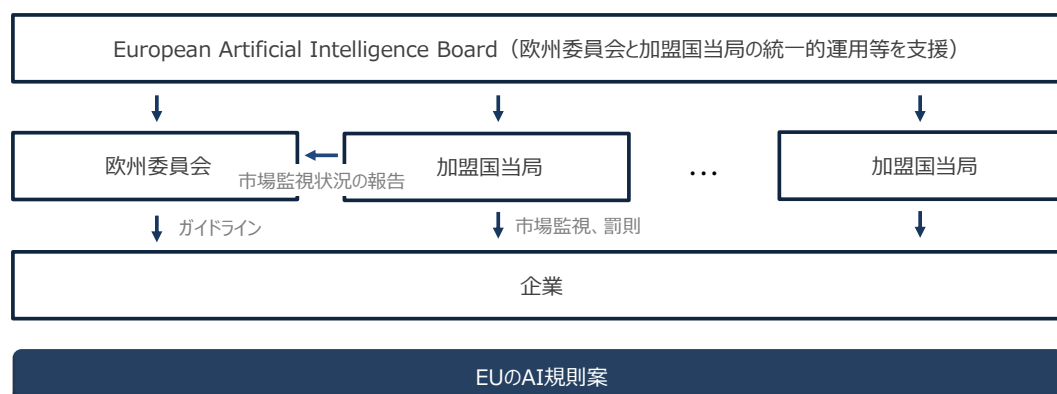
② セクター規制＋エンフォースメント

包括的な規制を制定せず、**各部署が規制を制定**。米国FTCは、AIに関するエンフォースメントの指針を公表（2020、2021）。これまで②のアプローチを採ってきた英国がセクターアプローチの方針を再検討中（National AI Strategy, 2021/9）。その他にも例がある（自動運転分野でもルール形成が進む）。

2

① AI規則案（EU）

- EUのAI規則案が、EU全体の規律の基準を決める（行政罰の罰金上限等）。
- European AI Board（専門委員会）が、統一運用等を支援する。エンフォースメントは加盟国当局。



3

① 深セン経済特区AI産業促進条例案（中国（深セン））

- 深セン政府はAI産業促進条例案を作成し、2021年7月にパブリックコメントを実施。
- 第6章「ガバナンスの原則と対策」では、リスクに応じた規制の設定やAI倫理委員会の設立等を提示。

● **リスクに応じた規制モデル**（第71条～第77条）の実施を提示

- 高リスク分野におけるAIは、事前評価とリスクの警告が必要である（第71条）
- 中・低リスク分野におけるAIは、事前の開示と事後制御による監督が必要とする（第71条）
- 公共部門や公共の利益に関連する民間部門が使用するAIは、国民が理解できる方法でアルゴリズムの説明を行うべきである（第72条）
- 業界団体は、技術標準や設計ガイドラインの制定、関連情報の展開等の活動等により、ガバナンスを守った競争を行うよう監視・監督すべきである（第74条）
- AIの倫理基準策定、主要な分野におけるAIの監視、ベストプラクティスの発信等を行う機関として、**AI倫理委員会の設立**を定めている（第68条）
- アルゴリズムの禁止事項（プライバシー侵害、偽造等）や、AIを用いた禁止行為（不正競争、独占）を明示（第78～82条）

http://www.szrd.gov.cn/rdyw/fqayjz/content/post_713069.html

4

①（参考）人権と技術に関する最終報告書（豪州）

- 豪州人権委員会は、人権を中心とした技術へのアプローチに関する38項目の提言を公表。
- 企業に対して、事前影響評価やAI使用の公表を義務付ける一方、政府に対しては**AI安全委員会**の設立を提言。企業が規制を遵守するための支援ツールの開発・提供を求める。

● 報告書は「①新技術に関する国家戦略」「②政府および民間企業での意思決定におけるAIの利用」「③**AI安全委員会の設置による効果的な規制の支援**」「④障害を持つ人々にとってアクセス可能な技術」で構成

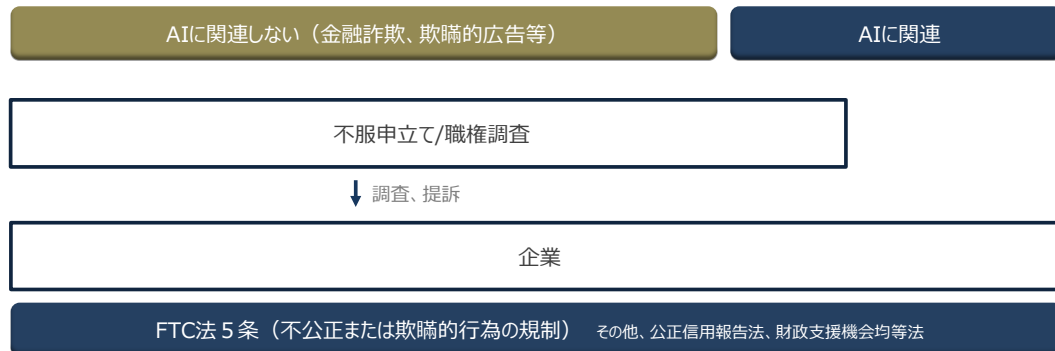
- ①では、政府に対し「デジタル経済戦略」の策定を通じ、**規制の制定**や**AI安全委員会の設立**を通じて、責任あるイノベーションの促進をすべきとしている（提言1）。
- ②では、政府及び企業におけるAIを用いた意思決定に対する規制や要求事項として、事前の影響評価（提言2、提言9）やAI利用の公表（提言3、提言10）等を挙げ、政府に対して、これらを実施するための組織の設立や法整備、支援ツールの開発支援をすべきとしている（提言15、提言17）。加えて、政府が調達するAIシステムも人権アプローチを遵守すべきとし、関連する法規制、ポリシー、ガイダンスの修正を求めている（提言16）。「顔認識を含む生体認証」も規制すべきとしている（提言19）。
- ③では、**AI開発における安全確保と人権保護に焦点を当てた独立機関として「AI安全委員会」の設立**を提言（提言22）

<https://tech.humanrights.gov.au/>

5

② FTC（米国）

- FTC法 5 条に基づき、不公正または欺瞞的行為を規制。2020年と2021年にAIの利用に関するガイダンスを公表。AIの使用における考慮事項を提示するとともに、偏りのあるAIの使用に伴う罰則について言及。
- 不公正で欺瞞的なAIシステムの使用例として、「マッチングアプリやSNSにおける存在しない人物を模したアカウントの作成」、「任意利用と表示していた顔認証機能のデフォルト設定」「消費者への通知を伴わない、信用スコアに基づく不利な判断（貸貸の拒否等）の実施」等を提示。



6

② セクター別アプローチ+2021年9月のAI戦略（英国）

- 英国は（1）分野別（データ保護や人権と平等）、（2）産業別（金融や医療等）といった形で、情報コミッショナーズオフィス（ICO）や金融公道監視機構（FCA）といった個別の部局がAIを規制している。
- **セクター別アプローチは、政府が「AIに特化した横断的規制は適当ではない」という2018年の上院の見解への同意に基づくもの。**しかし、近年はセクター間での規制の一貫性のなさ、義務の重複、既存の規制範囲を越えたリスクの発生、国際的な取組からの遅れといった課題が発生。
- 今後10年のAI分野における計画を示すAI戦略を公表し、第3の柱として「効果的なAIのガバナンス」を提示。これまでのセクター主導の規制から方針を転換する可能性を示唆。
- これを踏まえAI庁（Office for AI）は、AIの管理と規制に関する政府の立場を示すホワイトペーパーを2022年初頭に公表する旨を発表。
- なお、**セクター主導の規制に替わる、AIガバナンスの代替手法の例**として、「不必要な規制が確認された場合の規制緩和」「セクター主導の体制を保持したまま、各部局における作業の柔軟化」「**セクター横断的なルールの導入**」等が提示されている。
- その他、今後の取組として標準化ツールキットや政府調達におけるガイダンス等、ガバナンスの実施を後押しする施策にも言及。

<https://www.gov.uk/government/publications/national-ai-strategy/national-ai-strategy-html-version#pillar-3-governing-ai-effectively>

7

AIガバナンスの実効性向上（間接アプローチ）

- 直接アプローチ：AIガバナンスに対するモニタリングとエンフォースメント。横断規制とセクター規制がある。
- 間接アプローチ：自主的なAIガバナンスの実践を促す。ガイドライン＋業界・自主規制と政府調達要件がある。

・ 間接アプローチ

③ 非拘束的なガイドライン＋事例＋業界・自主規制

政府が、遵守を義務としない**中間的なガイドライン**を公表。具体的な運用については、**業界団体等が自主的に策定**。シンガポールは、モデルAIガバナンスフレームワークと事例を公表（2020/1）。シンガポールの金融機関等で構成されるVeritas Initiativeを開始（2019）。途中成果としてVeritas Phase 1 White Paperを公表（2021/1）。豪州も同様にフレームワークと原則と事例を公表している（2020）。

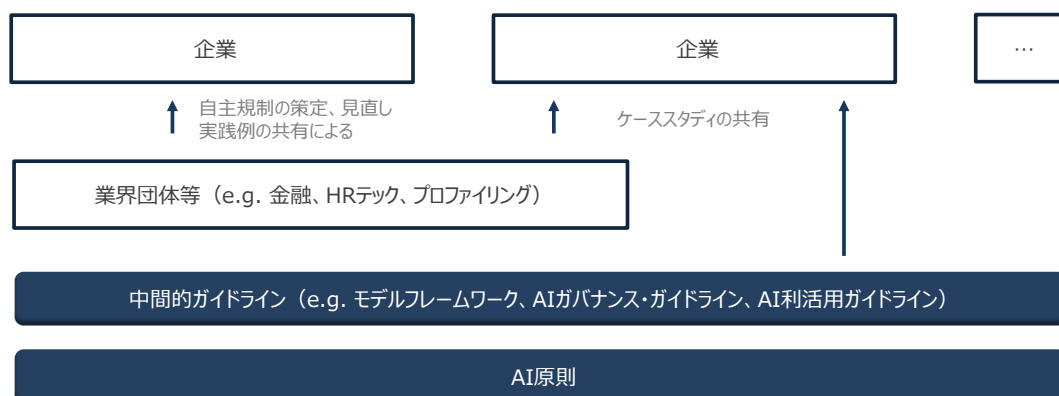
④ 政府調達要件

政府のAIシステム調達における**サプライヤーへの要求事項の中に盛り込む**ことで、企業におけるAIガバナンスの改善を間接的に促進。カナダでは、政府におけるAI使用のポリシーとして、自動意思決定指令を策定（2019）。AIシステムを調達する場合、サプライヤーにも政府の義務が適用される。そのようなAIシステムを提供できるリストが公表されている。英国でも取り組みが進む。WEFがAI政府調達に関するレポートを公表（2020）。IEEEでは、AI政府調達標準のプロジェクトが承認された（2021/9）。

8

③ 非拘束的なガイドライン＋事例＋業界・自主規制（シンガポール、日本、豪州）

- 政府が公表する非拘束的なガイドラインに則り、業界団体が各企業に対して遵守を求める自主規制を策定（順番が前後する場合あり。シンガポールでは金融分野のFEAT原則がモデルフレームワークより前に公表）
- 事例を提供することで、企業での実践を後押しするとともに、適宜内容の見直しも図る。



9

③ Veritas Phase 1 White Paper（シンガポール）

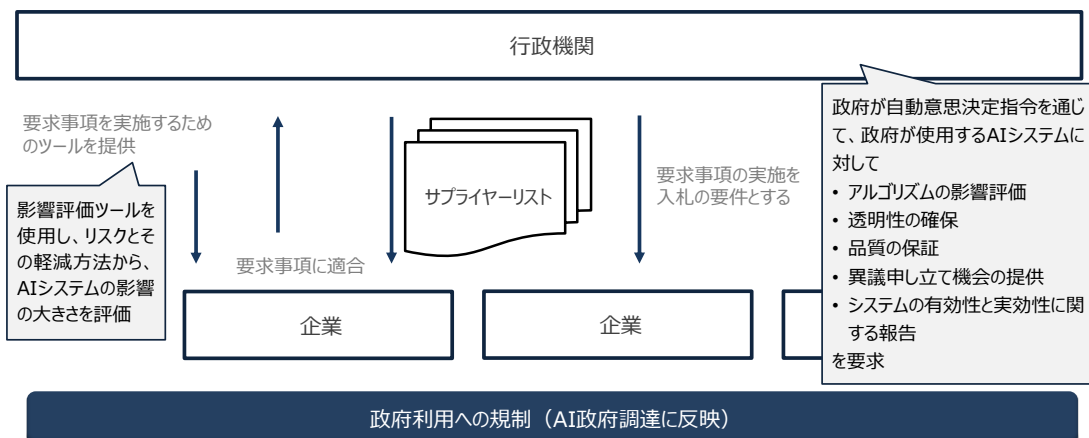
- シンガポール金融管理局（MAS）は、金融商品や金融サービスを展開する企業に責任あるAIの使用に関するFEAT（公平性、倫理、説明性、透明性）原則の実践に向け、金融機関等で構成されるVeritas Initiativeを2019年に設立。2021年1月、途中成果としてPhase 1のホワイトペーパーを公表。
- ホワイトペーパーは、金融商品やサービスを提供する企業に対し、責任あるAIやデータ分析（AIDA）に関するガイダンスを提供することで、データの管理や利用に関する**金融業界全体としてのガバナンス強化**を目的としている。FEAT原則の評価方法を記載したDocument 1、ケーススタディにおける評価例を示すDocument 2からなる。
 - Document 1: ①金融分野におけるAIDAをリスクベースで評価するアプローチ、および ②FEAT原則に関するAIDAの評価方法
 - Document 2: ①顧客マーケティングと②信用スコアリングを対象に、公平性に関する評価の実践例を提示
- Phase 2では、①信用リスクスコアリングと②顧客マーケティングに加え、③予測的な保険引き受け、④詐欺検知にも取り組む予定。
- Phase 2の参加企業には、欧米の金融機関とテック企業が目立つ。日系ではMUFGのみ。

<https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2021/veritas-initiative-addresses-implementation-challenges>

10

④ 自動意思決定指令（カナダ）

- 政府が利用するシステムにおけるAIの要求事項を定め、調達プロセスを通じてガバナンスを規定。
- 企業が要件を遵守するためのツールを提供することで、ガバナンスの遵守を後押し。



11

④（参考）自動意思決定指令（カナダ）

- 政府におけるAI使用のポリシーとして、自動意思決定指令を策定。
- 同指令で求められる「アルゴリズムの影響評価」を企業が行うためのツールを提供。

- ・ 政府は、透明性、説明性、合法性、手続的公正といった適切なAI使用のために自動意思決定指令を策定。
- ・ 政府で使用するAIが組み込まれたプログラムに対して、「アルゴリズムの影響評価」「透明性の確保」「品質の保証」「異議申し立て機会の提供」「システムの有効性と実効性に関する報告」を求める。
- ・ 「アルゴリズムの影響評価」を支援するツールとして、アルゴリズム影響評価ツール（AIA）を提供
 - ・ 「リスク」に関する48の質問と「リスクの軽減」に関する33の質問への回答を得点化し、AIシステムの影響レベルの大きさを4段階（影響なし、中程度の影響、大きい影響、非常に大きな影響）で分類
 - ・ 「リスク」については「プロジェクト」「システム」「アルゴリズム」「意思決定内容」「影響の大きさ」「データ」の質問
 - ・ 「リスクの軽減」については「コンサルテーション」「データ品質」「手続的公正」「プライバシー」の質問
- ・ AIシステムの責任ある倫理的な使用に関する追加のガイダンスでは、サプライヤーと契約してシステムを実装する場合、**サプライヤーにも政府の義務が適用される**としている。なお、AIAの実施状況は、カナダ政府の公表する**AIサプライヤーのリストで公表**されている。日系企業の掲載されている。

<https://www.canada.ca/en/government/system/digital-government/digital-government-innovations/responsible-use-ai/list-interested-artificial-intelligence-ai-suppliers.html> 12

④ AI政府調達ガイドライン（英国）

追記

- 政府は、公的機関がAIを導入する際に留意すべき事項を示したガイドラインを公表
- AI導入において特に重要となる10項目の留意事項と、調達プロセスにおける対応例を記載

- ・ 公的機関におけるAI調達で留意すべき事項として、①政府戦略における調達の明確化、②多様かつ学際的なチームでの意思決定、③データへのアクセスや管理に関する事前評価、④AI導入によるメリットとリスクの評価、⑤早期からの市場との効率的な関与、⑥（手段ではなく）解決したい課題への注目、⑦ガバナンスと情報の保証に関する計画の作成、⑧アルゴリズムのブラックボックス化とベンダーロックインの回避、⑨AIの技術的・倫理的制約を評価できる入札審査体制の構築、⑩AIシステムのライフサイクルの考慮の10項目を提示。
- ・ さらに、「計画」「公募」「選考・評価・採択」「契約・管理」の各調達プロセスで考慮すべき項目や実践方法を提示。
 - ① 計画：学際的なチームの例、データ評価における確認項目、AI影響評価における確認項目、市場への予備的な関与方法、主な公共調達システム
 - ② 公募：仕様書作成時の考慮事項
 - ③ 選考・評価・採択：サプライヤーを評価する際の観点
 - ④ 契約・管理：プロセスベースのガバナンス、モデルのテスト、ノウハウの共有と訓練、サポート終了時の定義

<https://www.gov.uk/government/publications/guidelines-for-ai-procurement> 13

④（参考）自動化された意思決定のための倫理、透明性、説明責任の枠組み（英国）

- 政府によるAIの使用に関する国民からの信頼感醸成を目的とし、公共部門における倫理的なAI使用に関するガイダンスとして「自動化された意思決定のための倫理、透明性、説明責任の枠組み」を策定
- 公共部門において倫理的にAIを使用するためのガイドラインとして、国民から信頼を得られる形でAIを使用する上で求められる7項目を提示。項目毎に実践の手順が示されるとともに、各項目を実施する際に参考となる行政文書へのリンクが提示されている。
 - ① 意図しない結果を回避するためのテスト
 - ② 全てのユーザー・市民への公正なサービスの提供
 - ③ 責任の明確化
 - ④ 市民のデータを保護するための安全なデータの取扱
 - ⑤ AIがユーザー・市民に与える影響についての理解促進
 - ⑥ 法律への準拠の確認
 - ⑦ 将来を見据えた構築

<https://www.gov.uk/government/publications/ethics-transparency-and-accountability-framework-for-automated-decision-making/ethics-transparency-and-accountability-framework-for-automated-decision-making>

14

④ AI公共調達ガイドライン（WEF ※英国やUAEが協力）

- 世界経済フォーラムは、公共部門がAIソリューションやサービスを導入する際に考慮すべき事項を示すガイドラインと、実務で考慮事項を検討するツールとなるワークブックを公表。英国のパイロット事例研究も公表されている。
- 公的機関におけるAI調達で留意すべき事項として、①関連データへのアクセスや管理の実現可能性の明確化、②特定の課題解決に特化せず、反復の余地を残すような課題の設定、③AI利用における「公共の利益」の定義、④既存の政府戦略との整合、⑤関連する法律や行動規範の仕様への組み込み、⑥データの品質の限界の強調、⑦多様で学際的な体制の要求、⑧アルゴリズムの説明責任と透明性の確保、⑨落札企業への継続的な関与、⑩AIソリューションプロバイダー間の公平かつ公正な競争条件の調整の10項目を提示。
- ワークブックは、AI調達の実務で参照されることを想定し、ガイドラインで提示した10項目に関する質問、サプライヤーから提案されたAIシステムを公共部門が仕様書の項目毎に評価する際の参考となる質問を提示。
- パイロット事例研究（GovTech Catalyst Challenge、パブリックセクターの課題解決へのファンド）には、サプライヤーは一定の意味があるとしつつも、「倫理基準が一般的で曖昧」「全ての基準が特定のプロジェクトに関連するわけではない」「最も関連する基準に絞り込んだ方がよい」「監査は意味があるかもしれないが、誰が監査するのか、様々なアプリケーションや技術に対応できるのか、などの詳細が重要」などのサプライヤーの声が掲載されている。

https://www3.weforum.org/docs/WEF_AI_Procurement_in_a_Box_Workbook_2020.pdf
https://www3.weforum.org/docs/WEF_AI_Procurement_in_a_Box_Pilot_case_studies_from_the_United_Kingdom_2020.pdf

15

④ AI政府調達標準（IEEE）

- 政府は技術の消費者だけではなく、スチュワードの側面から役割を果たしてきたが、AIの活用が進む中、AI政府調達に関する互換性のある相互運用できる標準がないことが課題。
 - 2021年9月23日、IEEE SA Standard Boardは、AI政府調達標準（IEEE 3119 Standard for the Procurement of Artificial Intelligence and Automated Decision Systems）のプロジェクト化を承認した。
- IEEEのAI倫理標準であるIEEE7000シリーズの一部に位置づけられている。
 - 現在、40名の個人が参加意思を表明。北米がメインであるが、その他の国から手が挙がっている（アルゼンチン、ベルギー、チリ、中国、フィンランド、ドイツ、オランダ、ナイジェリア、スペイン、英国）。
 - AI政府調達標準作業グループでは、最初に以下の3つに取り組む。
 - ターミノロジー：定義を決める
 - 国際的な状況：各国の取り組みを調査する
 - プロセスモデルと要件：国際的に通用するプロセスモデルとプロセス要件を検討する

<https://beyondstandards.ieee.org/process-model-and-requirements-aimed-at-ai-procurement-in-a-new-ieee-standard/> 16

二次利用未承諾リスト

報告書の題名 調査報告書

委託事業名 令和3年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子開取及びA Iガバナンスについての在るべきルールに関する調査研究）

受注事業者名 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

[illegible]